建築確認申請の注意点

・屋根雪の隣接地への落雪影響は、民法の規制です。建築基準法の規制ではないため、建築確認申請では審査 しません。

民法のトラブルは、当事者同士で解決、防止するトラブルです。落雪は原則として、建築主の敷地内で処理する必要があります。

・農地で建築物の建築などを行う場合は、事前に、農地 転用許可が必要です。

詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。

空き家バンク制度

問U&Iときめき課まちづくり班 ☎773-6659

売買または賃貸できる空き家を登録して情報を公表 しています。

また、登録に必要となる家財道具などの処分経費を補助する制度(上限あり)を設けています。



克雪すまいづくり支援

問 都市計画課 施設係 ☎773-6662

条件

・市内に住んでいる人、または住むことが確定 している人が、市内に克雪住宅を新築、増改 築、改良、購入する場合

・地下水採取規制重点区域内に克雪化した事業所などを新築、増改築、改良する場合

対象工事費

克雪化(屋根融雪施設などの設置)にかかる費用

※落雪式、落雪高床式、地下水を利用した融雪式のものは対象 外

工事着工前に申請が必要。事前にご相談ください

[、] 「みんな<mark>住マイル」改修補助金</mark>

条件

市内に住民登録のある人で、自らが居住する 住宅をリフォームする場合(市内業者が行う 工事に限る)

対象工事費

住宅のリフォーム費用(製品代や外構に関する費用は除く)

※工事着工前に申請が必要。募集は市報などでお知らせします。

木造住宅耐震診断支援

条件

市内にある昭和56年5月31日以前に建築に 着工した一戸建の個人所有の住宅で、申請者 の居住用として使用する建物を耐震診断する 場合

対象費用

市に登録のある診断士による現地調査、耐震診断と診断報告書の作成(補強アドバイスあり)

※診断前に申請が必要。事前にご相談ください

木造住宅耐震改修支援

条件

市で実施する耐震診断支援を受けた結果、評点が1.0未満で、倒壊する可能性があると診断された住宅を、評点が1.0以上になるように改修する場合

対象工事費 耐震改修にかかる費用

※工事着工前に申請が必要。事前にご相談ください

▶道路·雪対策

市道の管理

問建設課 維持管理班 ☎773-6674

道路に穴があいていたり、路肩が崩れているなど、交通に支障があるときは、建設課にご連絡ください。

国道・県道は、下記の問合せ先に連絡してください。

問合せ先	市道	建設課維持管理班 ☎773-6674
	県道、 国道291号、 国道253号、 国道353号	南魚沼地域振興局 地域整備部維持管理課 ☎772-2249
	国道17号	国土交通省長岡国道事務所 小出維持出張所 ☎025-792-0839
		国土交通省長岡国道事務所 湯沢維持出張所☎784-1177

道路の除雪作業にご協力ください

冬期の生活を確保する上で道路除雪作業は必要不可欠です。

除雪車は原則として、10cm (歩道は15cm)以上の積雪があり、その後も連続した降雪が予想される場合に出動します。作業は朝は7時30分、夕方は17時30分までに終了するよう努め、通勤・通学などに支障のないよう実施します。

夜間の除雪は、特別な場合を除いて行いません。

▶ 機械除雪についてのお願い

- 1. 除雪路線に、自動車・バイクなどを駐車しないでください。全路線駐車禁止です。
- 2. 除雪作業による乗入れ口などへの残雪処理は、各自でお願いします。
- 3. 屋根雪は、道路に落とさないでください。やむを得ない場合は、交通に支障がないよう各自で片付けてください。

f.

▶ 消雪パイプについてのお願い

- 1. 第2融雪電力契約により、下記の時間送電が停止され、消雪パイプは停止します。
 - 市道・県道・国道ともに、14時から15時・16時から 17時の各1時間(若干の誤差があります)
- 2. ノズル散水量の調整 (散水距離30cm程度) を行ってください。
- 3. 定期的にパイプ末端のドレーン(泥はき口)を開け、管内のつまりを解消してください。

流雪溝

問都市計画課 施設係 ☎773-6662

流雪溝は、水の流れを利用して雪を流す道路側溝のことです。六日町市街地を中心に、消雪用の地下水くみ上げに起因する地盤沈下が大きな問題となっています。そのため、六日町市街地に除排雪に効果のある流雪溝を整備し、雪に強いまちづくりを進めています。

流雪溝の管理運営は、利用者で組織する流雪溝管理 運営組合が行っています。路線ごとに利用できる時間 割が決められていますので、ルールに従って投雪を 行ってください。

▶公営住宅

問 福祉課 公営住宅係 ☎773-6667

公営住宅

市内には、市営・市有・県営の公営住宅が約450戸あり、管理はすべて市で行っています。いずれも入居条件や家賃の算定方法などは同じですが、一部老朽化のため、新規の入居者募集を行っていない住宅があります。募集は市報に掲載して行い、入居時期や空室状況によって年3回程度の実施としています。申込みは募集期間内のみですが、入居条件や各住宅の家賃・間取など、入居に関する相談は随時受け付けています。詳しくは、お問い合わせください。

種別		名称		
市営住宅		赤石団地		
		桜沢団地		
	大和地域	天王町団地		
		大崎団地		
		物見ケ丘団地		
		一村尾団地		
	六日町地域	上原住宅※新規入居者募集なし		
		長森住宅		
		五日町住宅		
		日の出町住宅※新規入居者募集なし		
		宮住宅		
		津久野住宅		
		余川住宅1号棟·2号棟		
		西泉田住宅1号棟·2号棟		
	塩沢地域	来清団地		
		中央団地		
		樋渡団地		
		北原住宅※新規入居者募集なし		
		北原団地		
		泉盛寺団地		
		吉里団地		
		舞子団地		
		上野団地		
市有住宅		天王町住宅※新規入居者募集なし		
		東泉田住宅※新規入居者募集なし		
県営住宅		学校町住宅		
		余川住宅3号棟		
		上町住宅松棟·竹棟·梅棟		

広 告





品質第一」

未来へ一人と自然にやさしく

新和コンクリート工業株式会社

本社 〒949-6611 新潟県南魚沼市坂戸485番地 TEL.025(772)2579(代表) FAX.025(773)6446 E-Mail h-info@swck.jp Home page http://www.swck.jp

0120-110237